

河津町高齢者いきいきセンター
新型コロナウイルス感染症対策に基づく施設利用基準

令和2年5月25日
河津町健康福祉課

1. 基本的な利用基準

- 人との接触を避け、対人距離を確保すること。
- 利用者は利用前に検温し、体温が高い方は利用を控えること。
- 発熱がなくても、風邪等の諸症状がある方は利用を控えること。
- 利用者はマスクをできる限り着用すること。
(体調や状況に応じて、各自で判断してください。熱中症などにはくれぐれもご注意ください。)
- 入室時には玄関に設置してあるアルコール消毒薬により手指消毒を行うこと。
- 利用前、利用後は換気を行い、利用中は1時間に5分程度の換気を行うこと。
- 利用者相互が接触するような行動(運動等)は避けてください。
- 当日の利用者名簿を作成し、施設利用後に提出してください。
(カギの返却時に使用記録と利用者名簿を提出願います)
- 施設利用時に出たごみは利用者にて持ち帰り処分してください。
- 利用終了後は備え付けの施設用消毒薬にて利用器具の消毒をお願いします。
(利用した部屋・トイレ・玄関・廊下の手すり、ドアノブ、蛇口、机、椅子等)

2. 施設ごとの利用者数の上限

以下の利用者数上限を目安に利用してください。

施設名	利用者上限数	備考
遊戯室	概ね25人	1人4㎡程度
保育室1(もも)	概ね15人	1人4㎡程度
保育室2(まつ)	概ね15人	1人4㎡程度
職員室	概ね7人	1人4㎡程度

